申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>集会施設の利用許可及び許可事項の変更</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市営墓園条例第２７条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>市民生活部環境課環境保全係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td>新座市営墓園規則第１９条及び新座市営墓園条例第３１条</td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>集会施設の利用は、以下の場合は許可できない。
１　公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
２　集会施設の設置目的に反すると認められるとき。
３　墓園の管理及び運営上支障があると認められるとき。
４　規定の使用料の全額納付しない場合。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td>管理者は、許可をする場合において、当該許可に係る利用について必要な条件を付け、又は必要の都度利用に係る指示をすることができる。</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>総日数　即日</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>